

# ラベルバンク新聞

発行所  
株式会社ラベルバンク  
大阪市淀川区西中島5-12-8  
新大阪ローズビル6F  
TEL: 06-6838-7090  
FAX: 06-6838-7091  
http://label-bank.co.jp/  
support@label-bank.co.jp

## 第134号

2020年2月27日開催の第9回食品添加物表示制度に関する検討会において、消費者庁より「食品添加物表示制度に関する検討会報告書(案)」が公表されました。添加物表示制度のうち、とりわけ「無添加」「不使用」表示に関する動向が注目されていると思えますので、こちらに報告書(案)の内容についてまとめてみます。

【ポイント】  
・「無添加」、「不使用」等の表示については、新たにガイドラインが策定される。  
・「合成保存料」、「人工甘味料」等の「人工」「合成」の用語については、食品表示基準から削除される。  
・栄養強化目的の添加物については、原則全ての加工食品に表示させる方向で、実態調査を実施する。

整理の方向性について  
(1)一括名表示、簡略名・類別名表示及び用途名表示の在り方  
〈整理の方向性〉

一括名表示、簡略名・類別名表示及び用途名表示は、表示可能面積が限られていること、これまで30年以上用いられてきたことから、消費者にとつてなじみがあり分かりやすい。一方、現状の制度では、使用した個々の添加物とその使用目的が分からない場合がある。このため、使用した個々の添加物が分かるように、又は後から調べることを可能とするため、コーデックス規格に基づく表示を仮に採用した場合は文字数が大幅に増加することから、表示可能面積の問題や見やすさ、分かりやすさが現状よりも失われる懸念がある。その他、添加物を番号

### 「食品添加物表示制度に関する検討会報告書(案)」が公表されました

で表示することについては、消費者になじみがないことに加え、使用可能な添加物がコーデックス規格と我が国の制度とで異なることから、番号に置き換えることが可能なものとするではないものが存在する。また、用途名の併記については、複数の効果を持つ添加物が多数存在し、その用途の選定は結果的に使用しない事業者者に委ねられるものであり、なじみのない表現もある。以上のことから、現状の制度を変更することは現時点では困難である。

(2)「無添加」、「不使用」の表示の在り方  
〈整理の方向性〉

「無添加」、「不使用」等の表示は、食品表示基準第9条では表示すべき事項と矛盾する用語や内容を誤認させるような文字等を禁止しており、食品表示基準Q&Aは同条の解釈を示すものであるが、同条の規定の解釈を網羅的に示したものではない。また、添加物に関して「無添加」等の表示方法を示す食品表示基準Q&Aも曖昧である。現状の曖昧な食品表示基準Q&Aを基に「無添加」等の表示を事業者が任意で行っていることが、消費者意向調査において一部の消費者が「無添加」等の表示を理解していない結果が得られた理由の一つとも考えられる。一方、無添加等の表示を一律に禁止することは妥当ではない。このため、「無添加」等の表示の在り方については、食品表示基準で禁止されている表示すべき事項の内容と矛盾する又は内容を誤認させるような「無添加」等の表示をなくすることを目的とし、同条

の表示禁止事項に当たるかどうかのメルクマールとなるガイドラインを策定することが適当と考えられる。ガイドラインの策定等を通じて、事業者の既存の公正競争規約の改正、業界の新たな公正競争規約の策定を促すことが期待される。

「人工」、「合成」の用語  
「合成保存料」、「人工甘味料」等、「人工」及び「合成」を冠した食品添加物表示の規定については、現行の食品衛生法における添加物の取扱いを鑑み、消費者の誤認防止の観点から削除することが適当であると考えられる。

(3) 栄養強化目的で使用した食品添加物の表示  
〈整理の方向性〉

栄養強化目的で使用した食品添加物については、諸外国において食品添加物として扱っていないこと及びビタミン、ミネラル、アミノ酸等の含有量の表示は重要であることから、食品表示法制定以前の食品衛生法では、別途栄養成分の表示として整理することが適当とされ、調製粉乳等、栄養に配慮が必要な食品以外ではその表示を要しないとされていた。一方で、食品表示法制定以前のJAS法では、食品群に応じた規格を設けその規格において使用可能な食品添加物を制限するとともに、栄養強化目的であっても使用した食品添加物は表示することとされており、両法において栄養強化目的で使用した食品添加物の表示の考え方に違いがあった。

食品表示法に基づく食品表示基準における栄養強化目的で使用した食品添加物の表示の考え方は、以上のような食品衛生法とJAS法の表示の取り扱いをそのまま取り入れた結果、表示義務がある食品とない食品が存在し、消費者にとって分かりにくい状況となっている。また、国際的にも、コーデックスやEU、豪州等においても、栄養強化目的の物質を食品添加物としていないものの、使用した物質は全て表示させている。このため、栄養強化目的で使用した

食品添加物を知りたいという消費者ニーズも念頭に「表示を要しない」という規定を見直し、原則全ての加工食品に栄養強化目的で使用した食品添加物を表示させる方向で検討することが適当である。

ただし、その検討に当たっては、現在の表示状況、消費者の意向、事業者への影響について実態調査を実施するとともに、表示の事項間の優先順位、表示可能面積の問題等に関する消費者委員会食品表示部会における「表示の全体像に関する議論も踏まえ、最終的な結論を得ることが適当であると考えられる。

(4) 食品添加物表示の普及、啓発、消費者教育について  
〈整理の方向性(一部抜粋)〉

行政、消費者団体、事業者団体等それぞれは、表示制度を含む食品添加物に関する普及、啓発を実施しているが、より効果的、効率的に実施していくために、行政、消費者団体、事業者団体等がそれぞれ強みを生かして連携し、対象とする世代に応じたアプローチを行うことが適当と考える。特に、消費者庁は、各府省庁と連携し、例えば、食育を通じた取組、学生のみならず学生に教える立場の栄養教諭や栄養士等の専門職を対象とした取組の実施に努めることが望まれる。

#### 今後について

実態調査の必要な「栄養強化目的」の添加物の表示制度に関する改正と、「無添加」「不使用」等の表示に関するガイドラインの策定にはある程度の期間が必要と思われるが、一方で「人工」「合成」の用語の削除については期間を要することはなく早め実施されるものと思われる。現状でこうした表示をされている方は、一度検討会議事録に目を通していただくとよいと思います。(川合)

出典:「食品添加物表示制度に関する検討会報告書(案)」(消費者庁)  
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\_labeling/meeting\_materials/review\_meeting\_03/018995.html

## 「中国における食品表示に関する法改正の動き」

中国において、食品表示に関する法改正の動きがありましたので、今回はその改正の内容についてご紹介させて頂きたいと思っております。

昨年12月号に引き続き、中国のコンサルティング会社 REACH24 グループよりご寄稿頂きました記事の情報に基づく内容となります。

昨年11月、中国国家市場監督管理総局(SAMR)より、中国への輸出食品を含むすべての食品を対象とする「Measures for the Supervision and Management of Food Labeling (食品表示に関する監督並びに指導)」の法案に対するパブリックコメントの募集が発表されました。法案のうち以下の2つの項目がこれまでの法令にはなかった内容の追加であるとのこと。

- ・第14条 輸入食品には中国語のラベルを貼ってあること。このラベルは(該当する食品の)製造時等に、販売最小単位となるパッケージ上に直接貼り付けるか、印字あるいは表示されていなければならない。表示は当該食品が中国到着する前に施されていなければならない。
- ・第15条「～専用」など専門性を示す用語や、当該製品が乳幼児並びに子供、高齢者、妊婦といった特殊なグループにより適していることを示す語句などを含む文言を使用することは認められない。この様な強調表示の使用は特定のグループ向けの特定の国家基準や法令が対象としている食品に限られる。(例えば、妊婦/授乳中の女性向け食品、乳児向け粉ミルク等)

又、今回の法案では以下の強調表示を禁止しており、こちらの内容も注目すべき点となっている様です。

- 明示的もしくは暗示的に疾病の予防や治療効果を標ぼうする表示
- 健康食品ではない食品が明示的もしくは暗示的に医療的機能を標ぼうすること
- 食品について詐欺的方法もしくは誤認される様な方法で説明すること
- 添付された製品規格書が裏付けとなる根拠を欠いているもの
- 国の慣習に反し、特定のグループを差別するような語句
- 中国の国旗、国章もしくは中国元のイメージを使用した表示
- 社会の調和にマイナスの影響を与える商品名
- 登録されている医薬品と同一名を食品に使用する
- 法律、法令や基準において禁止された内容を含むもの

現在中国向けの輸出を考えていらっしゃる方々には、まず第14条については、これまでは中国に到着してからも可能であったラベルの貼り付けが、今後は日本での製造時に、販売最小単位のパッケージにまでラベルの貼り付けが必要になることから、日本からの輸出準備においての作業負担が増えるのは必至です。

そして第15条については、特定の年齢層や特殊な対象者(妊産婦など)をターゲットとする場合、考えておられる対象者に対して法令が別途設定されているかどうかを事前に確認することが必要になります。

更に、強調表示として禁止されている項目については、健康食品を含め、中国向け食品のパッケージをデザインされる際の参考にして頂ければと存じます。

尚、その後これまでに得られたパブリックコメントに基づき、今後の法案の改正は以下の内容に関するものになるであろうと言われており、この点も追記しておきます。改正の具体的なスケジュールは、現段階で明らかではありませんが、引き続き、その動きには注目して参りたいと思っております。

### 1. 以下の項目に関する必要条件の最適化：

- ・表示に使用する文字に関するもの
- ・輸入食品の表示に関するもの
- ・保存条件に関するもの
- ・参照されている製品基準、製造許可番号、警告に関するもの

### 2. 以下の項目に関する必要条件の強化：

- ・名称
- ・原材料(添加物)名
- ・製造年月日及び賞味期限

### 3. 特殊な食品や可食農産物の表示に関する必要条件の標準化

昨今のコロナウィルスの感染拡大の影響はありますが、今後も中国は日本にとって最大の貿易相手国の一つであることには変わりはないと思っております。上記の点について、今後の法案施行の成り行きに注意する必要があると考えています。

(亀山)

(参照)

上記内容はREACH24グループのこちらの記事を基に作成しました。  
<https://food.chemlinked.com/news/food-news/china-unveils-food-labeling-supervision-administrative-measures-exposure-draft>

USDAによる法案の英訳がこちらにあります。

<https://www.fas.usda.gov/data/china-draft-measures-supervision-and-management-food-labeling>

## 今月の「お気に入り」言葉

If Winter comes, can Spring be far behind?

冬来たりなば春遠からじ

(パーシー・ビッシュ・シェリー『西風に寄せる歌』)